

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月27日（平成29年（行個）諮問第204号）

答申日：平成30年11月19日（平成30年度（行個）答申第136号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が労災に遭った件に関し、特定労働基準監督署長に対して行った労災請求に対して2017年特定月日付不支給決定処分を行う際に判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年8月23日付け静岡労個開（決）第29-108号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

処分庁が、平成29年8月23日付けに審査請求人に対してなした開示する保有個人情報 平成29年7月6日受付個開29-108号の部分開示の処分取り消しを求める。

（2）審査請求の理由

雇用主である特定会社は、審査請求人、労働者が労務に服する過程で生命及び健康を害しないようにする職場環境などに配慮する義務。また、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働する事が出来るよう、必要な配慮をする義務があるはずである。今回、事業主はこれら義務を怠ったと言える。

審査請求人が、今後、復職するにあたり、このような事業主の雇用環境に戻る事は、生命、身体及び健康を害さない事は、保障出来ない。

この為、事業主と審査請求人が復職するときの労働者の権利を明確にし、安心、安全に復職する為、事業主の言い分を明確にする必要があるので審査請求人が要求した平成29年7月6日受付個開29-108号の全部開示を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年7月5日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が労災に遭った件に関し、特定労働基準監督署長に対して行った労災請求に対して2017年特定月日付不支給決定処分を行う際に判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年10月4日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が労災に遭った件に関し、特定労働基準監督署長に対して行った労災請求に対して2017年特定月日付不支給決定処分を行う際に判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、3の①、4の①、5の①、6の①、7の①、9の①、11の①、12の①、13、16の①、19の①、20、22の①、23、24の①、32の①、33の①、34の①、35の①、36の①、37の①、38の①、39の①、40の①、41の①、43及び45の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、

4の②，24の②，32の②，33の②，34の②，35の②，36の②，37の②，38の②，39の②，40の②，41の②及び42の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には，被聴取者等が，不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち，文書番号2の②，6の②及び9の②の不開示部分は，特定事業場等の印影である。印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり，かつ，これにふさわしい形状のものであることから，これらの情報が開示された場合には，偽造により悪用されるおそれがある等，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち，文書番号2の③，2の④，5の②，6の③，7の②，9の③，11の②，12の②，16の②，19の②，21及び22の②の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には，当該事業場が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号3の②，4の②，24の②，32の②，33の②，34の②，35の②，36の②，37の②，38の②，39の②，40の②，41の②及び42の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは，上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて，これらの情報を開示するとした場合，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係

について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の④、5の②、6の③、9の③、19の②、21及び22の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成29年12月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月25日 | 審議 |
| ④ 同年10月18日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が労災に遭った件に関し、特定労働基準監督署長に対して行った労災請求に対して2017年特定月日付不支給決定処分を行う際に判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号45に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全ての開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番5及び通番7について

当該部分は、審査請求人の関係者の職氏名及び被聴取者であることを示す○印が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番6について

当該部分は、審査請求人が特定労働基準監督署に対し依頼した特定個人への質問事項及び回答者である個人の氏名が記載されている。

質問事項については、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報とは認められない。

また、回答者である個人の氏名については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が、諮問に当たり、新たに開示することとしている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得るものと認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、同様の理由により、これらを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番18, 通番29及び通番31について

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に対して提出された資料及びその標題であるが、審査請求人との間でやり取りされた電子メールの内容であり、審査請求人が知り得るものと認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番19について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が所属する部署に勤務していた上司及び同僚の職氏名であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1(2頁部分), 通番14, 通番19(署名及び印影部分), 通番21, 通番23, 通番26, 通番28, 通番33及び通番53(署名及び印影部分)について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1（上記（ア）を除く。）、通番9、通番11、通番16、通番19（上記（ア）を除く。）通番24、通番30、通番32、通番35、通番37、通番39、通番41、通番43、通番45、通番47、通番49、通番51及び通番53（上記（ア）を除く。）について

当該部分は、聴取書、事業場提出資料等に記載された審査請求人以外の個人の氏名、職業、役職、署名、印影、住所、生年月日及び聴取場所であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、氏名、職業、役職、署名、印影、住所及び生年月日については、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である聴取場所については、当該部分を開示すると、当該被聴取者を特定する手掛かりとなり得るものであることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番5及び通番7について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、関係者の職氏名が記載されており、かつ、被聴取者には○印が記載されている。

関係者の職氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番56について

当該部分は、審査請求人以外の個人の氏名並びに出勤及び休暇取得の状況であり、行ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法 15 条 2 項による部分開示について検討すると、個人の氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分である出勤及び休暇取得に関する情報は、通常他人に知られたくない情報であり、これを開示すると、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番 57 について

当該部分は、地方労災医員の印影であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 3 号イ該当性について

(ア) 通番 2，通番 12 及び通番 17 について

当該部分は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 3，通番 15，通番 20，通番 22 及び通番 25 について

当該部分は、いずれも一般に公にしていない特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

- (ア) 通番6及び通番8のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の職氏名の記載部分については、被聴取者ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番6（上記（ア）を除く。）、通番8（上記（ア）を除く。）、通番34、通番36、通番38、通番40、通番42、通番44、通番46、通番48、通番50、通番52及び通番54について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された第三者の回答又は医師の意見が記載されている。

これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番55は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された資料であり、審査請求人が知り得るものではないことから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番 4, 通番 13 及び通番 27 (3 頁ないし 9 頁部分) について
当該部分は、いずれも一般に公にしていな特定事業場の内部情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、上記イ(イ)と同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 10, 通番 18, 通番 27 (上記(ア)を除く。), 通番 29 及び通番 31 について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された報告内容、資料及びその標題であり、いずれも審査請求人が知り得るものではないことから、上記ウ(ウ)と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、復職に当たり、事業主の主張を明確にするため、不開示部分の全てを開示することが、審査請求人の生命、身体及び健康を保護するため、必要であるとしており、法 14 条 2 号ただし書口又は同条 3 号ただし書に該当する旨主張していると解される。

しかしながら、当該不開示部分を開示することについて、当該部分を開示することにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、静岡労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、静岡労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号、3 号イ及び口並びに 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定に

については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示情報 (法14条 該当号)			6 開示すべき部分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	療養補償給付たる療養の給付請求書等①		—				
2	休業支給決定決議書等①	1	① 2頁診療担当者署名及び印影, 6頁担当者職氏名, 8頁担当者職氏名	○			
		2	② 6頁事業場印影, 7頁事業場印影		○		
		3	③ 2頁不開示部分(ただし①を除く。)		○		
		4	④ 7頁「証言者」欄及び「証言内容」欄		○	○	
3	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	5	① 42頁「事業場内における当該労働者の位置づけ」欄不開示部分(ただし部署名を除く。)	○			審査請求人の下2つ目の枠内及び○印
		6	② 1頁不開示部分, 2頁不開示部分, 4頁「調査結果」欄2行目ないし4行目, 16行目ないし30行目, 5頁ないし20頁不開示部分, 21頁左から4つ目欄1行目ないし22行目, 27行目4文字目ないし28行目, 31行目4文字目ないし34行目, 39行目4文	○		○	13頁左から4つ目欄1行目ないし7行目3文字目, 9行目ないし13行目3文字目, 14行目, 15行目及び18行目

			<p>字目ないし9文字目, 2 2頁左から4つ目欄5行 目4文字目ないし6行 目, 9行目ないし10行 目, 「認定事実」欄不開 示部分, 23頁ないし2 6頁不開示部分, 28頁 ないし31頁不開示部 分, 32頁左から4つ目 欄1行目ないし25行 目, 34行目4文字目な いし20文字目, 33頁 左から4つ目欄5行目4 文字目ないし9文字目, 12行目4文字目ないし 9文字目, 20行目4文 字目ないし21行目, 3 1行目4文字目ないし4 0行目, 48行目4文字 目ないし54行目14文 字目, 57行目ないし5 8行目, 34頁ないし3 6頁不開示部分, 38頁 左から2つ目欄14行目 21文字目ないし34文 字目, 17行目, 20行 目不開示部分, 31行目</p>			
4	医学的意見の 要否等に係る 調査復命書	7	①42頁「事業場内にお ける当該労働者の位置づ け」欄不開示部分(ただ し部署名を除く。)	○		審査請求人 の下2つ目 の枠内及び ○印
		8	②1頁不開示部分, 3頁 不開示部分, 5頁「調査 結果」欄2行目ないし4 行目, 16行目ないし3 0行目, 6頁不開示部 分, 8頁ないし13頁不	○	○	

		<p>開示部分， 1 4 頁左から 4 つ目欄 7 行目 4 文字目 ないし 8 行目， 1 3 行目 4 文字目ないし 9 文字 目， 1 6 行目ないし 1 7 行目， 「認定事実」欄不 開示部分， 1 5 頁ないし 2 1 頁不開示部分， 2 2 頁左から 4 つ目欄 1 行目 ないし 2 2 行目， 2 8 行 目 4 文字目ないし 2 9 行 目， 3 2 行目 4 文字目な いし 3 5 行目， 4 0 行目 4 文字目ないし 9 文字 目， 2 3 頁左から 4 つ目 欄 5 行目 4 文字目ないし 6 行目， 9 行目ないし 1 0 行目， 「認定事実」欄 不開示部分， 2 4 頁ない し 2 7 頁不開示部分， 2 9 頁ないし 3 2 頁不開示 部分， 3 3 頁左から 4 つ 目欄 1 行目ないし 2 5 行 目， 3 4 行目 4 文字目な いし 2 0 文字目， 3 4 頁 5 行目 4 文字目ないし 9 文字目， 1 2 行目 4 文字 目ないし 9 文字目， 2 0 行目 4 文字目ないし 2 1 行目， 3 1 行目 4 文字目 ないし 4 0 行目， 4 8 行 目 4 文字目ないし 5 4 行 目 1 4 文字目， 5 7 行目 ないし 5 8 行目， 3 5 頁 ないし 3 7 頁不開示部 分， 3 9 頁左から 2 つ目 欄 1 4 行目 2 1 文字目な</p>			
--	--	---	--	--	--

			いし 3 4 文字目, 1 7 行目, 2 0 行目不開示部分, 3 1 行目				
5	資料一覧	9	① 2 頁及び 3 頁不開示部分	○			
		10	② 1 頁項目 1 8 不開示部分		○	○	
6	療養補償給付たる療養の給付請求書等②	11	① 3 頁担当者職氏名	○			
		12	② 3 頁事業場印影		○		
		13	③ 4 頁「証言者」欄及び「証言内容」欄		○	○	
7	休業補償給付支給請求書等②	14	① 1 頁診療担当者署名及び印影	○			
		15	② 1 頁不開示部分 (ただし①を除く。)		○		
8	申立書等		—				
9	事業場報告書①	16	① 1 頁担当者職氏名	○			
		17	② 1 頁ないし 3 頁事業場印影		○		
		18	③ 2 頁 8 行目ないし 9 行目, 3 頁不開示部分 (ただし②を除く。)		○	○	3 頁 6 行目ないし 1 2 行目
10	会社案内		—				
11	事業場提出資料①	19	① 2 頁ないし 1 9 頁署名, 印影及び従業員職氏名 (ただし審査請求人氏名を除く。), 2 0 頁ないし 2 1 頁従業員氏名 (ただし審査請求人氏名を除く。)	○			2 頁, 5 頁, 8 頁, 1 0 頁, 1 1 頁, 1 4 頁, 1 7 頁, 2 0 頁及び 2 1 頁審査請求人所属部署に勤務してい

							た上司・同僚職氏名
		20	② 2 頁ないし 1 9 頁労働者数		○		
12	履歴書等	21	① 6 頁「処理確認」欄及び「上司確認」欄印影	○			
		22	② 2 頁不開示部分, 5 頁不開示部分		○		
13	健診結果票	23	7 頁医師印影, 8 頁医師印影	○			
14	就業規則		—				
15	勤務台帳		—				
16	個人労働時間確認画面	24	① 3 0 頁担当者職氏名	○			
		25	② 1 頁ないし 2 6 頁不開示部分		○		
17	賃金台帳		—				
18	人事考課に関する資料		—				
19	事業場提出資料②	26	① 1 1 頁不開示部分	○			
		27	② 1 頁ないし 2 頁不開示部分, 3 頁「証言者」欄及び「証言内容」欄, 4 頁ないし 9 頁不開示部分		○	○	
20	事業場提出資料③	28	2 3 頁及び 2 4 頁診療担当者署名及び印影	○			
21	事業場提出資料④	29	1 頁ないし 8 頁不開示部分		○	○	1 頁 2 行目以降, 2 頁 2 行目ないし 4 頁, 5 頁 2 行目ないし 6 頁

2 2	事業場報告書 ②	3 0	① 1 頁担当者職氏名	○			
		3 1	② 2 頁 8 行目ないし 9 行 目, 3 頁不開示部分		○	○	3 頁 6 行目 ないし 1 2 行目
2 3	事業場提出資 料⑤	3 2	1 頁担当者氏名	○			
2 4	意見書等①	3 3	① 1 頁医師署名及び印影	○			
		3 4	② 2 頁項目 4 の 4 行目 2 9 文字目ないし 5 行目 7 文字目, 項目 5 の 1 行目 ないし 2 行目, 3 頁不開 示部分	○		○	
2 5	聴取書①		—				
2 6	聴取書②		—				
2 7	聴取書③		—				
2 8	聴取書④		—				
2 9	聴取書⑤		—				
3 0	聴取書⑥		—				
3 1	聴取書⑦		—				
3 2	聴取書⑧	3 5	① 1 頁住所, 職業, 氏 名, 生年月日の数字部 分, 8 頁 2 2 行目署名及 び印影	○			
		3 6	② 1 頁 9 行目ないし 8 頁 2 1 行目 (ただし項番を 除く。)	○		○	
3 3	聴取書⑨	3 7	① 1 頁住所, 職業, 氏 名, 生年月日の数字部	○			

			分， 1 1 頁 3 行目署名及び印影				
		3 8	② 1 頁 9 行目ないし 1 1 頁 2 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
3 4	聴取書⑩	3 9	① 1 頁住所， 職業， 氏名， 生年月日の数字部分， 5 頁 5 行目署名及び印影	○			
		4 0	② 1 頁 9 行目ないし 5 頁 4 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
3 5	聴取書⑪	4 1	① 1 頁住所， 職業， 氏名， 生年月日の数字部分， 8 頁 1 9 行目署名及び印影	○			
		4 2	② 1 頁 9 行目ないし 8 頁 1 8 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
3 6	聴取書⑫	4 3	① 1 頁住所， 職業， 氏名， 生年月日の数字部分， 5 頁 1 5 行目署名及び印影	○			
		4 4	② 1 頁 9 行目ないし 5 頁 1 4 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
3 7	聴取書⑬	4 5	① 1 頁住所， 職業， 氏名， 生年月日の数字部分， 6 頁 1 1 行目署名及び印影	○			
		4 6	② 1 頁 9 行目ないし 6 頁 1 0 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
3 8	聴取書⑭	4 7	① 1 頁住所， 職業， 氏名， 生年月日の数字部分， 7 頁 2 2 行目署名及び印影	○			

		4 8	② 1 頁 9 行目ないし 7 頁 2 1 行目（ただし項番を 除く。）	○		○	
3 9	聴取書⑮	4 9	① 1 頁住所，職業，氏 名，生年月日の数字部 分，聴取場所，3 頁 3 行 目署名及び印影	○			
		5 0	② 1 頁 9 行目ないし 3 頁 2 行目（ただし項番を除 く。）	○		○	
4 0	聴取書⑯	5 1	① 1 頁住所，職業，氏 名，生年月日の数字部 分，聴取場所，3 頁 7 行 目署名及び印影	○			
		5 2	② 1 頁 9 行目ないし 3 頁 6 行目（ただし項番を除 く。）	○		○	
4 1	審査請求人の 労災請求に係 る回答依頼に ついて等	5 3	① 6 頁住所，署名及び印 影	○			
		5 4	② 3 頁ないし 6 頁不開示 部分（ただし①を除 く。）	○		○	
4 2	関連資料①	5 5	1 頁ないし 2 頁不開示部 分	○		○	
4 3	事業場提出資 料⑥	5 6	1 8 頁ないし 6 0 頁不開 示部分（ただし表の 1 行 目を除く。）	○			
4 4	関連資料②		—				
4 5	関連資料③	5 7	1 頁印影	○			

注) 理由説明書・別表の文書番号 9 の下線部に誤植があり，当審査会事務局で訂正した。